

揖保川流域委員会 設立準備会議

会議資料

平成 13 年 10 月 15 日

1 - 1 揖保川流域委員会設立準備会議構成メンバー

(五十音順)

氏 名	所 属	分 野
あさみかよ 浅見佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえながよしふみ 家永善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげただける 井下田猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
かんだとおる 神田 徹	神戸大学工学部教授	河川工学
たなかまるはるや 田中丸治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはらなおき 田原直樹	姫路工業大学教授	都市計画
とちもとたけよし 栃本武良	姫路市立水族館館長兼島根県立宍道湖 自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかもとたかみち 中元孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
ふじたまさのり 藤田正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学
まさだともお 正田富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだきよし 増田喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやまのぶゆき 丸山信行	姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおくこうじ 道奥康治	神戸大学工学部教授	環境水理学
もりもといちじ 森本一二	元中学校校長	歴史・文化財
わさきひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化

設立準備会議構成メンバーの選定の考え方

揖保川流域委員会設立準備会議は、揖保川河川整備計画（案）【直轄管理区間】を策定するにあたり、学識経験者等から意見をいただくために設置する「揖保川流域委員会」に先立ち姫路工事事務所が設置するものです。

設立準備会議の設置目的は、揖保川流域委員会のあり方や委員選定の透明性を確保することにあります。

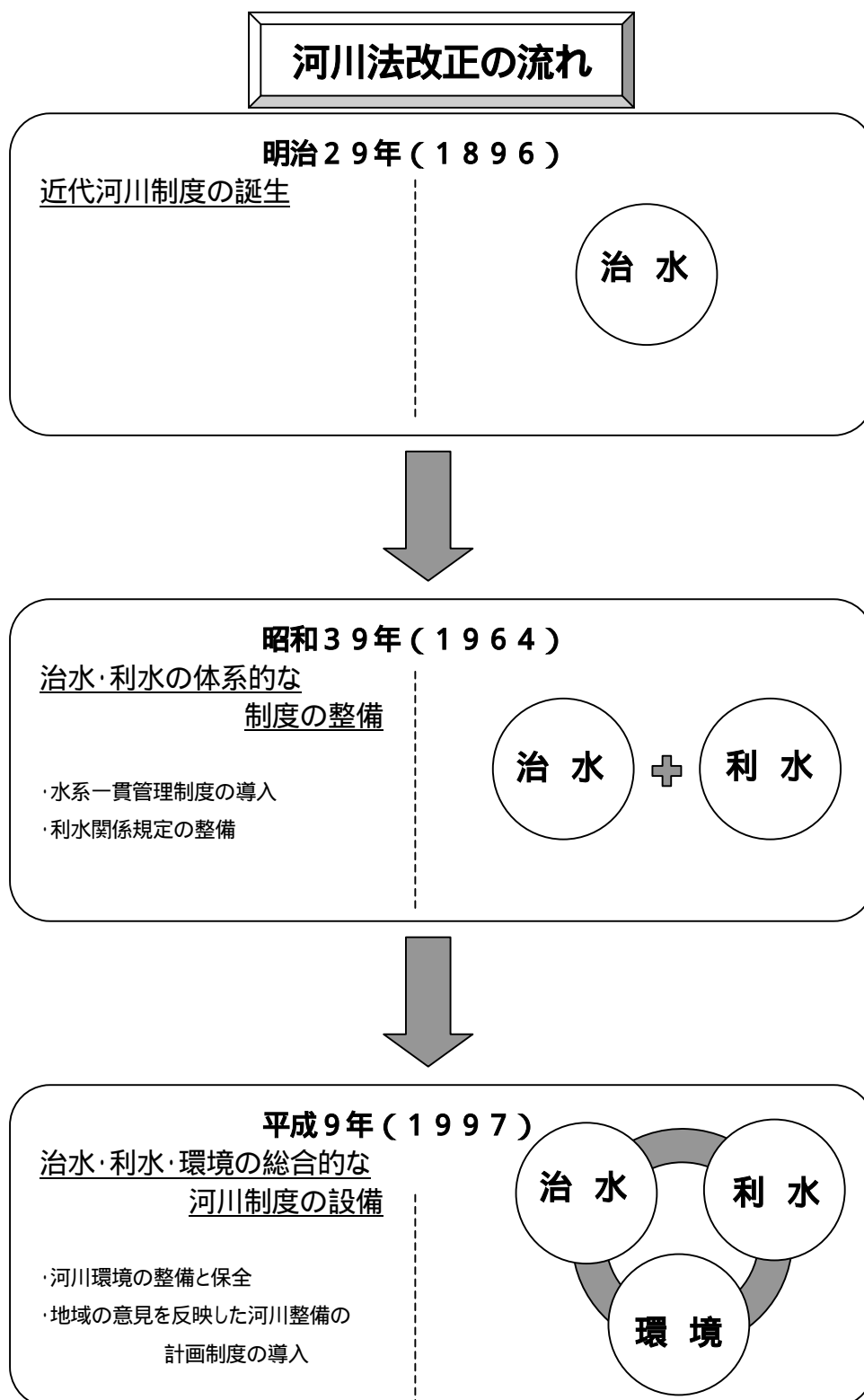
設立準備会議の構成メンバーは、兵庫県、流域自治体等にヒアリングを行い、河川に関して学識を有している方で、治水、利水、環境、人文（歴史・文化・広報）、経済等の分野で揖保川流域の特性に詳しい方、又は、揖保川をフィールドに活動されている方々の中から、姫路工事事務所の責任で選定したものです。

揖保川流域委員会設立準備会議構成メンバー (五十音順)

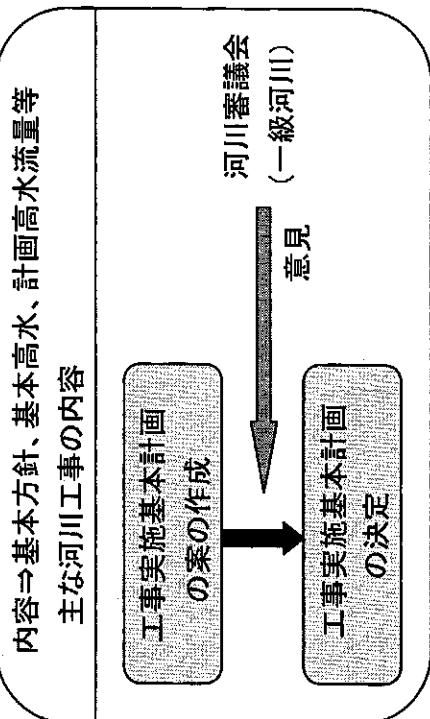
氏名	所属	分野	備考
浅見佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態	揖保川流域の植生研究
家永善文	前姫路科学館館長	環境全般	「野生生物を調査研究する会」NPO
井下田 猛	姫路独協大学法学部教授	環境政策	姫路市環境審議会委員
神田 徹	神戸大学工学部教授	河川工学	揖保川リバーカウンセラー、清流ルネッサンス21専門委員、魚を育む流れづくり技術検討委員会委員
田中丸治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利	農業水文学研究
田原直樹	姫路工業大学教授	都市計画	中播磨地域ビジョン委員会委員
栃本武良	姫路市立水族館館長兼島根県立宍道湖自然科学館館長	水生動物多自然型河川工事	魚を育む流れづくり技術検討委員会委員
中元孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ	元河川環境管理基本計画協議会委員
藤田正憲	大阪大学大学院工学研究科教授・大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学	経済産業省産業構造審議会臨時委員(化学・パイオ部会)、環境省中央環境審議会臨時委員(総合政策部会)
正田富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業	元ヒガシマル醤油(株)勤務町並み保存運動、郷土文化の普及活動
増田喜義	網干史談会会長	歴史・文化財	揖保川下流域歴史研究家
丸山信行	姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道	上水事業に係る実務者
道奥康治	神戸大学工学部教授	環境水理学	兵庫県総合水資源計画検討委員会委員、兵庫県工業用水道事業経営懇話会委員
森本一二	元中学校校長	歴史・文化財	揖保川中流域歴史研究家
和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化	中播磨地域ビジョン委員会委員長、スマートバレー・ジャパン実行委員、はりまスマートスクールプロジェクト代表

1 - 2 流域委員会及び設立準備会議について

1. 河川法の改正と要点

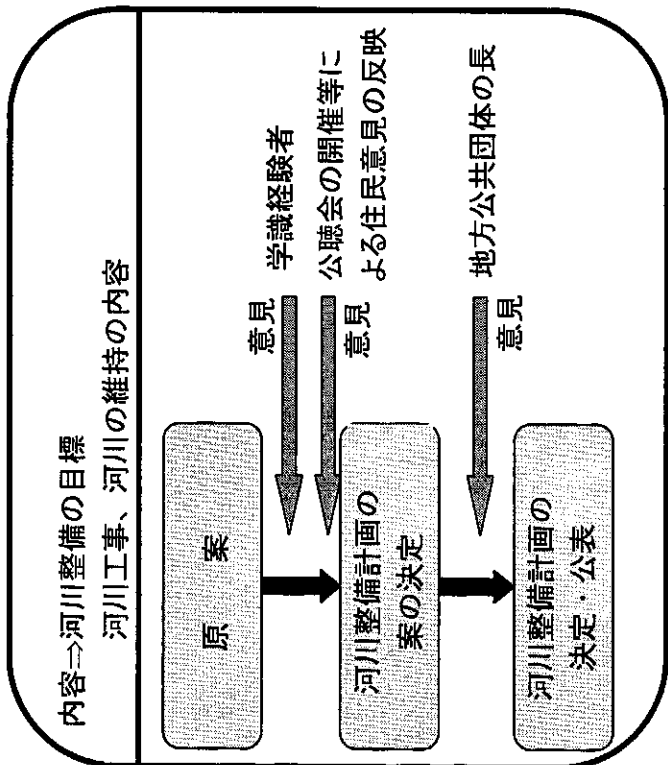


河川工事



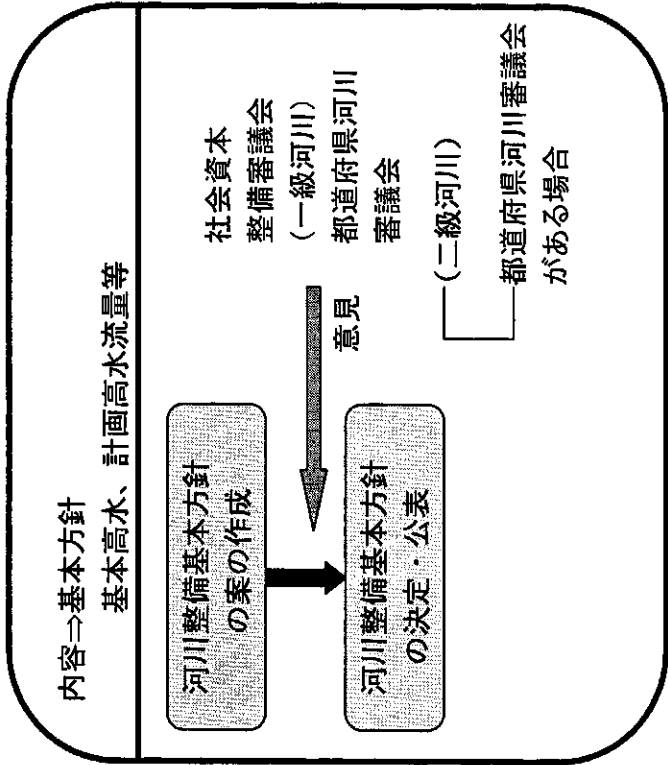
旧制度

河川工事・河川の維持

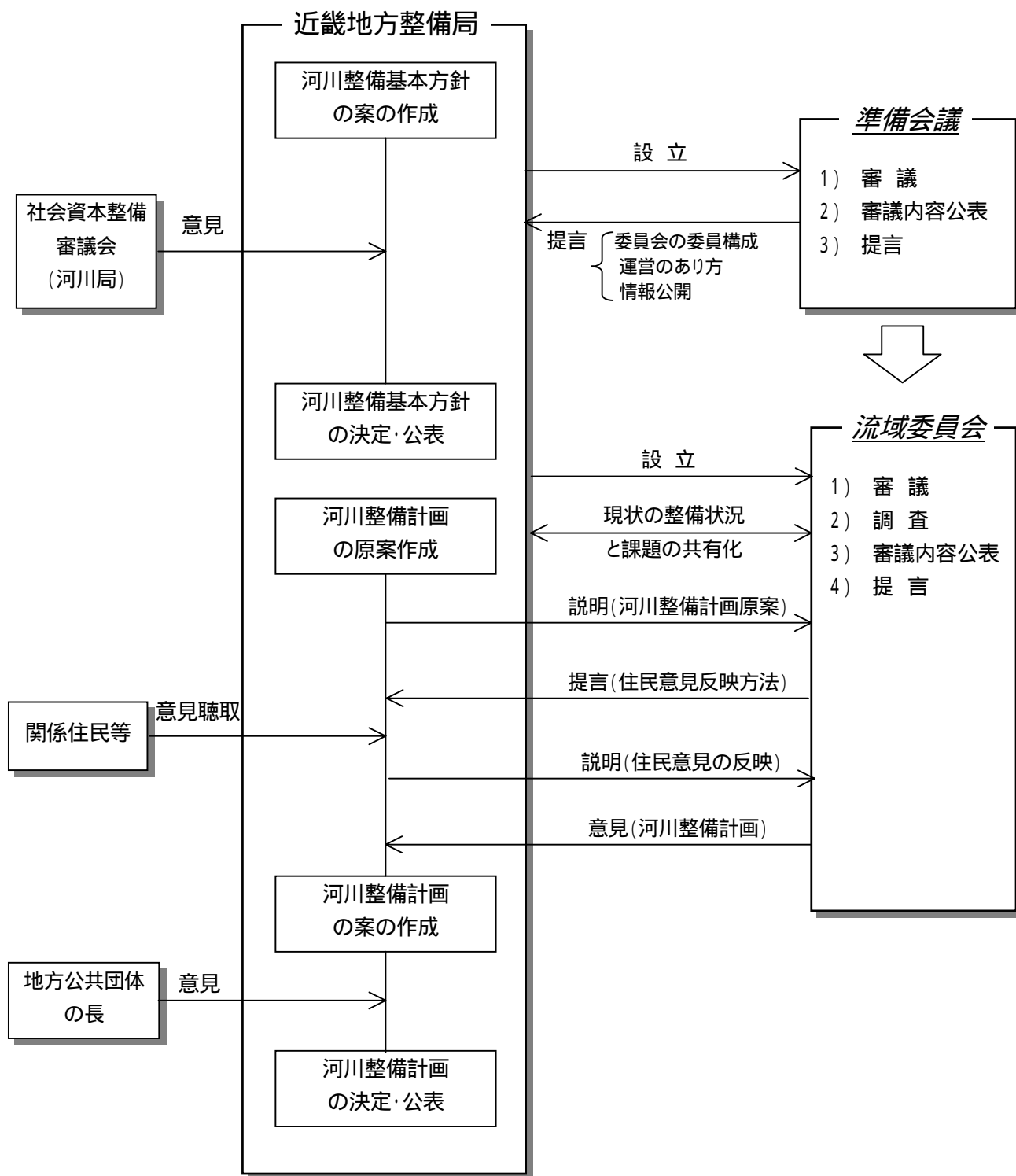


新制度

河川整備計画



2. 揖保川河川整備計画策定の進め方



(1) 河川整備基本方針(長期的な基本計画)

河川法第十六条

「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・ 河川の環境の整備と保全

河川の整備の基本となるべき事項

- ・ 基本高水及びその河道と洪水調整施設への配分
- ・ 主要な地点の計画高水流量
- ・ 主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
- ・ 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

たかみず

- * 基本高水：洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

たかみず

- * 計画高水：基本高水が各種の貯留施設により洪水調整された後に、河川に流れ出る洪水

こうずい

- * 計画高水位：河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

(2) 河川整備計画(20～30年の具体的・段階的な計画)

河川法第十六条の二

「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

河川整備の目標

- ・ 河川整備計画の対象区間、対象期間
- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- ・ 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- ・ 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- ・ 河川の維持の目的、種類、施行の場所

河川法第十六条の二第3項

「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験者を有する者の意見を聴かなければならない。」

(3) 揖保川流域委員会について

流域委員会の目的

揖保川流域委員会は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第十六条の二第 3 項に規定する趣旨にもとづき、揖保川河川整備計画案(直轄管理区間)の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とします。

流域委員会の位置付け

揖保川流域委員会は、国土交通省近畿地方整備局長が設置します。

河川管理者の近畿地方整備局と流域委員会との関係は P. 6 に示す通りとします。

流域委員会の委員構成

揖保川流域委員会の委員構成は、設立準備会議で審議し、委員は国土交通省近畿地方整備局長が委嘱します。

(4) 揖保川流域委員会 設立準備会議について

設立準備会議の目的及び位置付け

近畿地方整備局は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、揖保川河川整備計画案の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映のあり方について審議を行う「揖保川流域委員会(以下、流域委員会)」を設置します。

本会議は、姫路工事事務所が流域委員会のための、委員構成、運営のあり方及び情報公開等について透明性・中立性を確保するために設ける第三者から成る会議です。

なお、河川管理者と準備会議、流域委員会等の関係は、P. 6の通りとします。

設立準備会議構成メンバー

本会議の構成メンバーは、河川に関し学識を有する方で、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済等の分野で揖保川流域の特性に詳しい方、又は、揖保川をフィールドに活動されている方々の中から、姫路工事事務所が兵庫県、流域自治体等の推薦・意見を踏まえて選定しました。(P. 1参照)

設立準備会議の運営

本会議の運営は、次頁(資料1-3)に定める運用規定によるものとします。

1 - 3 揖保川流域委員会設立準備会議 運用規定(案)

(名称)

本会は「揖保川流域委員会設立準備会議(以下「準備会議」という)」と称す。

(目的)

近畿地方整備局は、河川法第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、揖保川河川整備計画案の策定にあたり、同整備計画及び関係住民意見の反映のあり方について審議を行う「揖保川流域委員会(以下、流域委員会)」を設置する。

本会議は、流域委員会のための、委員構成、運営のあり方及び情報公開等について透明性・中立性を確保するために、国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所長が設置する。

(組織等)

1. 準備会議の構成メンバーは、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから姫路工事事務所長が委嘱する。
2. 準備会議構成メンバーの任期は、流域委員会の発足をもって満了とする。

(情報公開)

準備会議の会議、会議資料、議事内容は、原則として公開とする。

(議長)

1. 準備会議には、議長を置くこととし、準備会議構成メンバーの互選によりこれを定める。
2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

(議事)

1. 準備会議は、姫路工事事務所長が招集し、議長が運営を行うものとする。
2. 準備会議は、構成メンバーの三分の二以上をもって成立する。なお、構成メンバーの代理出席は認めない。
3. 準備会議は、出席者の過半数をもって意志決定を行う。

(事務局)

準備会議の事務局は、近畿地方整備局姫路工事事務所に置く。

(運用規定の改正)

本規定の改正は、準備会議構成メンバー全員の同意を得て行うものとする。

(雑則)

本規定に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則(施行期日)

この規約は、平成13年10月 日から施行する。

1 - 4 準備会議の運営及び情報公開のあり方

1. 準備会議の運営方針(案)

河川管理者は、準備会議構成メンバーから意見を求められた時、又は、議長の了解を得て説明や意見の表明を行うが、審議及びとりまとめには関与しない。

2. 準備会議の審議結果の情報公開(案)

1) 議事録の公表

- a . 議事録は、概要のみ公表する。
- b . 議事録は、詳録も含めてすべて公表する。

なお、議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮する。

2) 審議結果の公表手段

- a . ホームページ(姫路工事事務所)
- b . ニュースレターの発行
- c . 記者発表
- d . 会議資料、議事録等の閲覧
- e . その他の方法()

2 - 1 流域委員会の委員候補について

流域委員会委員候補者の選定は、次の方々の中から準備会議において、選定するものとします。

1) 河川管理者が、関係機関の推薦・意見等を参考に、治水、利水、環境、人文（歴史・文化・広報）、経済等の分野において学識を有する方で、揖保川流域の特性に詳しい方として推薦した設立準備会議の構成メンバーの方々

+

2) 準備会議の開催に向けて一般から寄せられた候補者

+

3) 本準備会議において推薦される候補者

近畿地方整備局長は、準備会議で選出された委員候補者を、「揖保川流域委員会」委員として委嘱します。

2 - 2 流域委員会の運営のあり方について

本準備会議では、流域委員会規約に盛り込む事項とその条文を審議します。

< 委員会の運営に関する事項 >

- 1) 委員会の趣旨
- 2) 委員会の目的
- 3) 委員会の組織構成
- 4) 委員会の代表
- 5) 委員会の議事
- 6) 委員会の情報公開
- 7) 委員会の庶務
- 8) 規約の改正及び雑則
- 9) その他

<揖保川流域委員会規約案>

条文例

(趣旨)

第 条 本規約は、「揖保川流域委員会」(以下「委員会」という)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 条 委員会は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第十六条の二第 3 項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置し、揖保川河川整備計画案(直轄管理区間)の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第 条 委員会の委員は(定員)、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

a. ()名で構成し
b. その他
c. (定員に関する条項は規定しない)

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3. 委員会は、必要と認める場合には、(委員の追加)。

a. 具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
b. その他
c. (委員の追加に関する条項は規定しない)

4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、(部会の設置)。

a. 部会を設置することができる。
b. その他
c. (部会に関する条項は規定しない)

5. 部会を設置する際は部会委員や部会運営方針を別に定める。

(委員長)

第 条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、(委員長の代理) がその職務を代理する。

- a. 委員長が予め指名した委員
- b. 規定しない

(議事等)

第 条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、(成立条件) の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は認めない。

- a. 委員総数の過半数
- b. 委員総数の三分の二以上
- c. その他

3. 委員会は、(意思決定条件) をもって意思決定を行う。

- a. 出席委員の過半数
- b. 出席委員の三分の二以上
- c. 出席委員全員の賛同
- d. その他

なお、(少数意見の取り扱い)。

- a. 少数意見があればこれを付す
- b. 少数意見は、委員長が必要と認めるものについては付す
- c. その他
- d. (少数意見に関する条項は規定しない)

4. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

5. 委員会は、必要に応じて (外部からの意見聴取) ことができる。

- a. 専門的な知識を有する者の出席を求める
- b. 専門的な知識を有する者に意見を聴く
- c. その他
- d. (外部からの意見聴取に関する条項は規定しない)

6. 委員長は、 (一般傍聴者の発言の取り扱い)。

- a. 必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える
- b. その他
- c. (一般傍聴者の発言に関する条項は規定しない)

(情報公開)

第 条 委員会及び委員会審議に関する (公開の姿勢) とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

- a. 情報は原則として公開
- b. その他
- c. 情報の公開内容は委員会の判断によるもの

2. (情報公開への協力) は、前項で定められた内容について協力する。

- a. 河川管理者
- b. その他
- c. (公開協力に関する条項は規定しない)

(庶務)

第 条 委員会の庶務は、 (庶務) 委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

1. 会議資料(案)の作成
2. 議事録(案)の作成
3. 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
4. その他

- a. 近畿地方整備局姫路工事事務所調査第二課が
- b. 近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で
- c. その他

(規約の改正)

第 条 本規約の改正は、 (規約改正条件) の同意を得てこれを行う。

- a. 委員総数の三分の二以上
- b. 委員全員
- c. その他

(雑 則)

第 条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成13年 月 日から施行する。

2 - 3 流域委員会の情報公開について

本準備会議では、流域委員会の情報の公開について、以下の点を審議します。

1 . 委員会の公開

1) 一般傍聴者の受け入れ

一般傍聴者の受け入れは、すべての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とし、原則として入場制限を行わないこととする。

2) 一般傍聴者の申し込みの受け付け

- a . 傍聴を希望する者は事前に申し込むことを基本とする。
- b . 委員会当日に、会場にて受け付けることを基本とする。
- c . 上記「a .」、「b .」を併用する。

3) 申し込み人数が会場の収容人数を超える場合の対応

事前申し込みとする場合(上記 a の場合)

- ア . 先着順とする。
- イ . 抽選とする。

当日の会場受け付けとする場合、先着順とする。(上記 b の場合)

「事前申し込み」と「当日の会場受け付け」を併用する場合(上記 c の場合)

➤ 事前申し込み人数が会場の収容人数を超える場合

- ア . 事前申し込み者の先着順とする。
- イ . 事前申し込み者の抽選とする。

➤ 事前申し込み人数が会場の収容人数未満の場合、事前申し込み者はすべて傍聴していただき、当日会場で受け付けた方は、先着順とする。

4) 会議の開催案内

- a. 記者発表を通じて案内。
- b. ホームページ(近畿地方整備局、姫路工事事務所)で案内。
- c. 市町村を通じてポスターで案内。
- d. チラシで流域住民全戸に案内。
- e. その他の方法()

2. 委員会資料・審議結果等の情報公開

1) 当日の委員会資料の配布

- a. 原則として傍聴者を含めすべての委員会参加者に配布する。
- b. 委員会がその都度、配布する・しないを判断する。

2) 後日の資料請求への対応

- a. 後日請求があった場合は、実費負担の条件で送付する。
- b. 後日請求があった場合は、部数を制限して無償で送付する。
- c. その他の方法()

3) 議事録の公表

- a. 議事録は、概要のみ公表する。
- b. 議事録は、詳録も含めてすべて公表する。

なお、議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮する。また、審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、流域委員会の責任において行う。

4) 審議結果の公表手段

- a. ホームページ(姫路工事事務所)
- b. ニュースレターの発行
- c. 記者発表
- d. 会議資料、議事録等の閲覧
- e. その他の方法()

5) 委員会への関係住民等からの意見の受け付け

- a. 常時、FAX メール等により意見を受け付ける。
- b. 常時、揖保川流域市町役場に窓口を設ける。
- c. アンケート調査を実施する。
- d. 公聴会を実施する。
- e. その他の方法()